

営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについて

制定 平成30年6月28日 30経営第823号
改正 令和3年3月22日 2経営第3388号

各地方農政局経営・事業支援部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長 } 殿

*1農林水産省経営局農地政策課長

営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについて

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農村振興局長通知）が施行されたところであるが、同通知1の営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合に必要となる民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可の取扱いについては、次の各通知によるほか、下記のとおりとする。

- 農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）
- 農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

なお、本通知の施行に伴い、「営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24経営第3797号農林水産省経営局農地政策課長通知）は廃止する。

*2貴局管内都府県に対して貴職から周知願いたい。

記

- 1 営農型発電設備（支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成30年5月15日付け30農振第78号農村振興局長通知）1の「営農型発電設備」をいう。以下同じ。）の設置者と営農者（同通知2の(1)のエの「設置者」及び「営農者」をいう。）が異なる場合、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第5条第1項の許可（以下「5条許可」という。）の申請者に対して、5条許可に係る申請と、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利（以下「区分地上権等」という。）を設定するための法第3条第1項の許可（以下「3条許可」という。）に係る申請（営農型発電設備設置後、設置者が区分地上権等を第三者に移転又は第三者に新たに設定する場合の3条許可を含む。）を同時に行うことを指導すること。

- 2 農業委員会は、1の指導に当たっては、申請者に対して、3条許可申請書の添付書類は5条許可申請書の写し（営農型発電設備設置後、設置者が区分地上権等を第三者に移転する場合又は第三者に新たに設定する場合にあつては、事業計画変更承認申請書（農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長通知）別紙1の第4の6の(3)のエの(イ)のaの事業計画変更申請書）又は5条許可申請書の写し）をもって代えることができることを連絡すること。
- 3 農業委員会は、5条許可申請書の記載事項等につき、同条第3項において準用する法第4条第3項の規定に基づく意見書を作成する際に、併せて、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第3の2の(1)の観点から、3条許可の可否について判断すること。
- 4 農業委員会は、区分地上権等を設定する期間を、5条許可申請における一時転用期間と同じ期間とするよう、申請者に対して指導すること。
また、農業委員会は、本件に係る5条許可と同日付で3条許可を行うこと。

（施行注意）

- *1 地方農政局宛ては削る。
- *2 北海道宛ては「貴道管内農業委員会」とする。